

令和 7 年議案第 5 号

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正について

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 7 月 2 日提出

愛北広域事務組合

管理者 岩倉市長 久保田 桂朗

提案理由

この案を提出するのは、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 6 号）及び刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行に基づき改正する必要があるからであります。

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

愛北広域事務組合職員退職手当支給条例（昭和38年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第9項第4号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第12項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附則第6項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から適用する。

（1） 第10条第9項第4号及び第12項並びに附則第6項の改正規定並びに次項の規定
令 和 7 年 4 月 1 日

（2） 第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項の改正規定並びに附則第3項の規定
令 和 7 年 6 月 1 日

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の愛北広域事務組合職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第10条第9項（第4号に係る部分に限り、同条第13項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した愛北広域事務組合職員退職手当支給条例第1条に規定する職員（同条例第2条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって前項第1号に定める日（以下この項において「適用日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって適用日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行

前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、新条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに愛北広域事務組合職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。